

# 1 現行水道料金及び費用負担等

## 水道料金（専用及び共用給水装置）

（令和元年10月1日適用）

区 分	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
	基本水量	料金	超過水量	料金
一 般 用	5 立方メートルまで	口径が13mm 890 円	6立方メートルから 10立方メートルまで	22 円
			11立方メートルから 20立方メートルまで	145 円
			21立方メートルから 30立方メートルまで	189 円
		口径が20mm 以上 1,060 円	31立方メートルから 40立方メートルまで	237 円
			41立方メートルから 50立方メートルまで	289 円
			51立方メートルから 100立方メートルまで	346 円
			101立方メートル以上	405 円
浴場営業用	100 立方メートルまで	5,650 円	101立方メートル以上	90 円
臨 時 用	1 立方メートルにつき			318 円

※ この表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

## 給水申込納付金

（令和元年10月1日適用）

使用する量水器の口径	給水申込納付金の額
13 ミリメートル	100,000 円
20 ミリメートル	240,000 円
25 ミリメートル	390,000 円
30 ミリメートル	750,000 円
40 ミリメートル	1,290,000 円
50 ミリメートル	2,220,000 円
75 ミリメートル	6,000,000 円
100 ミリメートル	13,000,000 円
150 ミリメートル	34,000,000 円
200 ミリメートル	66,000,000 円
250 ミリメートル	113,000,000 円

※ この表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

## 手 数 料

(令和2年3月24日適用)

	金 額	
閉栓手数料	1件につき 営業時間内	500 円
	営業時間外	750 円
指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき	8,000 円
給水装置工事設計審査手数料	量水器1個につき	3,500 円
給水装置工事検査手数料	量水器1個につき	4,000 円
構造材質基準検査手数料	1件につき	6,000 円

## 2-1 水量別上下水道料金一覧表

(口径が13mm)

※消費税10%

水量	上水道料金			下水道使用料			合計				
	本体金額	消費税	計	本体金額	消費税	計					
0	890	89	979	900	90	990	1,969				
5											
6								912	91	1,003	1,993
7								934	93	1,027	2,017
8								956	95	1,051	2,041
9	978	97	1,075	2,065							
10	1,000	100	1,100	2,090							
11	1,145	114	1,259	1,008	100	1,108	2,367				
12	1,290	129	1,419	1,116	111	1,227	2,646				
13	1,435	143	1,578	1,224	122	1,346	2,924				
14	1,580	158	1,738	1,332	133	1,465	3,203				
15	1,725	172	1,897	1,440	144	1,584	3,481				
16	1,870	187	2,057	1,548	154	1,702	3,759				
17	2,015	201	2,216	1,656	165	1,821	4,037				
18	2,160	216	2,376	1,764	176	1,940	4,316				
19	2,305	230	2,535	1,872	187	2,059	4,594				
20	2,450	245	2,695	1,980	198	2,178	4,873				
21	2,639	263	2,902	2,094	209	2,303	5,205				
22	2,828	282	3,110	2,208	220	2,428	5,538				
23	3,017	301	3,318	2,322	232	2,554	5,872				
24	3,206	320	3,526	2,436	243	2,679	6,205				
25	3,395	339	3,734	2,550	255	2,805	6,539				
26	3,584	358	3,942	2,664	266	2,930	6,872				
27	3,773	377	4,150	2,778	277	3,055	7,205				
28	3,962	396	4,358	2,892	289	3,181	7,539				
29	4,151	415	4,566	3,006	300	3,306	7,872				
30	4,340	434	4,774	3,120	312	3,432	8,206				
31	4,577	457	5,034	3,251	325	3,576	8,610				
32	4,814	481	5,295	3,382	338	3,720	9,015				
33	5,051	505	5,556	3,513	351	3,864	9,420				
34	5,288	528	5,816	3,644	364	4,008	9,824				
35	5,525	552	6,077	3,775	377	4,152	10,229				
36	5,762	576	6,338	3,906	390	4,296	10,634				
37	5,999	599	6,598	4,037	403	4,440	11,038				
38	6,236	623	6,859	4,168	416	4,584	11,443				
39	6,473	647	7,120	4,299	429	4,728	11,848				
40	6,710	671	7,381	4,430	443	4,873	12,254				
41	6,999	699	7,698	4,597	459	5,056	12,754				
42	7,288	728	8,016	4,764	476	5,240	13,256				
43	7,577	757	8,334	4,931	493	5,424	13,758				
44	7,866	786	8,652	5,098	509	5,607	14,259				
45	8,155	815	8,970	5,265	526	5,791	14,761				
46	8,444	844	9,288	5,432	543	5,975	15,263				
47	8,733	873	9,606	5,599	559	6,158	15,764				
48	9,022	902	9,924	5,766	576	6,342	16,266				
49	9,311	931	10,242	5,933	593	6,526	16,768				
50	9,600	960	10,560	6,100	610	6,710	17,270				

水量	上水道料金			下水道使用料			合計
	本体金額	消費税	計	本体金額	消費税	計	
51	9,946	994	10,940	6,327	632	6,959	17,899
52	10,292	1,029	11,321	6,554	655	7,209	18,530
53	10,638	1,063	11,701	6,781	678	7,459	19,160
54	10,984	1,098	12,082	7,008	700	7,708	19,790
55	11,330	1,133	12,463	7,235	723	7,958	20,421
56	11,676	1,167	12,843	7,462	746	8,208	21,051
57	12,022	1,202	13,224	7,689	768	8,457	21,681
58	12,368	1,236	13,604	7,916	791	8,707	22,311
59	12,714	1,271	13,985	8,143	814	8,957	22,942
60	13,060	1,306	14,366	8,370	837	9,207	23,573
61	13,406	1,340	14,746	8,597	859	9,456	24,202
62	13,752	1,375	15,127	8,824	882	9,706	24,833
63	14,098	1,409	15,507	9,051	905	9,956	25,463
64	14,444	1,444	15,888	9,278	927	10,205	26,093
65	14,790	1,479	16,269	9,505	950	10,455	26,724
66	15,136	1,513	16,649	9,732	973	10,705	27,354
67	15,482	1,548	17,030	9,959	995	10,954	27,984
68	15,828	1,582	17,410	10,186	1,018	11,204	28,614
69	16,174	1,617	17,791	10,413	1,041	11,454	29,245
70	16,520	1,652	18,172	10,640	1,064	11,704	29,876
71	16,866	1,686	18,552	10,867	1,086	11,953	30,505
72	17,212	1,721	18,933	11,094	1,109	12,203	31,136
73	17,558	1,755	19,313	11,321	1,132	12,453	31,766
74	17,904	1,790	19,694	11,548	1,154	12,702	32,396
75	18,250	1,825	20,075	11,775	1,177	12,952	33,027
76	18,596	1,859	20,455	12,002	1,200	13,202	33,657
77	18,942	1,894	20,836	12,229	1,222	13,451	34,287
78	19,288	1,928	21,216	12,456	1,245	13,701	34,917
79	19,634	1,963	21,597	12,683	1,268	13,951	35,548
80	19,980	1,998	21,978	12,910	1,291	14,201	36,179
81	20,326	2,032	22,358	13,137	1,313	14,450	36,808
82	20,672	2,067	22,739	13,364	1,336	14,700	37,439
83	21,018	2,101	23,119	13,591	1,359	14,950	38,069
84	21,364	2,136	23,500	13,818	1,381	15,199	38,699
85	21,710	2,171	23,881	14,045	1,404	15,449	39,330
86	22,056	2,205	24,261	14,272	1,427	15,699	39,960
87	22,402	2,240	24,642	14,499	1,449	15,948	40,590
88	22,748	2,274	25,022	14,726	1,472	16,198	41,220
89	23,094	2,309	25,403	14,953	1,495	16,448	41,851
90	23,440	2,344	25,784	15,180	1,518	16,698	42,482
91	23,786	2,378	26,164	15,407	1,540	16,947	43,111
92	24,132	2,413	26,545	15,634	1,563	17,197	43,742
93	24,478	2,447	26,925	15,861	1,586	17,447	44,372
94	24,824	2,482	27,306	16,088	1,608	17,696	45,002
95	25,170	2,517	27,687	16,315	1,631	17,946	45,633
96	25,516	2,551	28,067	16,542	1,654	18,196	46,263
97	25,862	2,586	28,448	16,769	1,676	18,445	46,893
98	26,208	2,620	28,828	16,996	1,699	18,695	47,523
99	26,554	2,655	29,209	17,223	1,722	18,945	48,154
100	26,900	2,690	29,590	17,450	1,745	19,195	48,785

## 2-2 水量別上下水道料金一覧表

(口径が20mm以上) ※消費税10%

水量	上水道料金			下水道料金			合計
	本体金額	消費税	計	本体金額	消費税	計	
0	1,060	106	1,166	900	90	990	2,156
5							
6							
7							
8							
9	1,148	114	1,262				2,252
10	1,170	117	1,287				2,277
11	1,315	131	1,446	1,008	100	1,108	2,554
12	1,460	146	1,606	1,116	111	1,227	2,833
13	1,605	160	1,765	1,224	122	1,346	3,111
14	1,750	175	1,925	1,332	133	1,465	3,390
15	1,895	189	2,084	1,440	144	1,584	3,668
16	2,040	204	2,244	1,548	154	1,702	3,946
17	2,185	218	2,403	1,656	165	1,821	4,224
18	2,330	233	2,563	1,764	176	1,940	4,503
19	2,475	247	2,722	1,872	187	2,059	4,781
20	2,620	262	2,882	1,980	198	2,178	5,060
21	2,809	280	3,089	2,094	209	2,303	5,392
22	2,998	299	3,297	2,208	220	2,428	5,725
23	3,187	318	3,505	2,322	232	2,554	6,059
24	3,376	337	3,713	2,436	243	2,679	6,392
25	3,565	356	3,921	2,550	255	2,805	6,726
26	3,754	375	4,129	2,664	266	2,930	7,059
27	3,943	394	4,337	2,778	277	3,055	7,392
28	4,132	413	4,545	2,892	289	3,181	7,726
29	4,321	432	4,753	3,006	300	3,306	8,059
30	4,510	451	4,961	3,120	312	3,432	8,393
31	4,747	474	5,221	3,251	325	3,576	8,797
32	4,984	498	5,482	3,382	338	3,720	9,202
33	5,221	522	5,743	3,513	351	3,864	9,607
34	5,458	545	6,003	3,644	364	4,008	10,011
35	5,695	569	6,264	3,775	377	4,152	10,416
36	5,932	593	6,525	3,906	390	4,296	10,821
37	6,169	616	6,785	4,037	403	4,440	11,225
38	6,406	640	7,046	4,168	416	4,584	11,630
39	6,643	664	7,307	4,299	429	4,728	12,035
40	6,880	688	7,568	4,430	443	4,873	12,441
41	7,169	716	7,885	4,597	459	5,056	12,941
42	7,458	745	8,203	4,764	476	5,240	13,443
43	7,747	774	8,521	4,931	493	5,424	13,945
44	8,036	803	8,839	5,098	509	5,607	14,446
45	8,325	832	9,157	5,265	526	5,791	14,948
46	8,614	861	9,475	5,432	543	5,975	15,450
47	8,903	890	9,793	5,599	559	6,158	15,951
48	9,192	919	10,111	5,766	576	6,342	16,453
49	9,481	948	10,429	5,933	593	6,526	16,955
50	9,770	977	10,747	6,100	610	6,710	17,457

水量	上水道料金			下水道料金			合計
	本体金額	消費税	計	本体金額	消費税	計	
51	10,116	1,011	11,127	6,327	632	6,959	18,086
52	10,462	1,046	11,508	6,554	655	7,209	18,717
53	10,808	1,080	11,888	6,781	678	7,459	19,347
54	11,154	1,115	12,269	7,008	700	7,708	19,977
55	11,500	1,150	12,650	7,235	723	7,958	20,608
56	11,846	1,184	13,030	7,462	746	8,208	21,238
57	12,192	1,219	13,411	7,689	768	8,457	21,868
58	12,538	1,253	13,791	7,916	791	8,707	22,498
59	12,884	1,288	14,172	8,143	814	8,957	23,129
60	13,230	1,323	14,553	8,370	837	9,207	23,760
61	13,576	1,357	14,933	8,597	859	9,456	24,389
62	13,922	1,392	15,314	8,824	882	9,706	25,020
63	14,268	1,426	15,694	9,051	905	9,956	25,650
64	14,614	1,461	16,075	9,278	927	10,205	26,280
65	14,960	1,496	16,456	9,505	950	10,455	26,911
66	15,306	1,530	16,836	9,732	973	10,705	27,541
67	15,652	1,565	17,217	9,959	995	10,954	28,171
68	15,998	1,599	17,597	10,186	1,018	11,204	28,801
69	16,344	1,634	17,978	10,413	1,041	11,454	29,432
70	16,690	1,669	18,359	10,640	1,064	11,704	30,063
71	17,036	1,703	18,739	10,867	1,086	11,953	30,692
72	17,382	1,738	19,120	11,094	1,109	12,203	31,323
73	17,728	1,772	19,500	11,321	1,132	12,453	31,953
74	18,074	1,807	19,881	11,548	1,154	12,702	32,583
75	18,420	1,842	20,262	11,775	1,177	12,952	33,214
76	18,766	1,876	20,642	12,002	1,200	13,202	33,844
77	19,112	1,911	21,023	12,229	1,222	13,451	34,474
78	19,458	1,945	21,403	12,456	1,245	13,701	35,104
79	19,804	1,980	21,784	12,683	1,268	13,951	35,735
80	20,150	2,015	22,165	12,910	1,291	14,201	36,366
81	20,496	2,049	22,545	13,137	1,313	14,450	36,995
82	20,842	2,084	22,926	13,364	1,336	14,700	37,626
83	21,188	2,118	23,306	13,591	1,359	14,950	38,256
84	21,534	2,153	23,687	13,818	1,381	15,199	38,886
85	21,880	2,188	24,068	14,045	1,404	15,449	39,517
86	22,226	2,222	24,448	14,272	1,427	15,699	40,147
87	22,572	2,257	24,829	14,499	1,449	15,948	40,777
88	22,918	2,291	25,209	14,726	1,472	16,198	41,407
89	23,264	2,326	25,590	14,953	1,495	16,448	42,038
90	23,610	2,361	25,971	15,180	1,518	16,698	42,669
91	23,956	2,395	26,351	15,407	1,540	16,947	43,298
92	24,302	2,430	26,732	15,634	1,563	17,197	43,929
93	24,648	2,464	27,112	15,861	1,586	17,447	44,559
94	24,994	2,499	27,493	16,088	1,608	17,696	45,189
95	25,340	2,534	27,874	16,315	1,631	17,946	45,820
96	25,686	2,568	28,254	16,542	1,654	18,196	46,450
97	26,032	2,603	28,635	16,769	1,676	18,445	47,080
98	26,378	2,637	29,015	16,996	1,699	18,695	47,710
99	26,724	2,672	29,396	17,223	1,722	18,945	48,341
100	27,070	2,707	29,777	17,450	1,745	19,195	48,972

### 3 水道料金の変遷

#### ●昭和43年4月1日～昭和48年10月31日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき	
		水 量	料 金		
専用 栓	計 量 制	一 般 用	10 m <sup>3</sup> まで	350 円	35 円
		団 体 用	20 m <sup>3</sup> まで	700 円	35 円
		浴 場 営 業 用	100 m <sup>3</sup> まで	2,000 円	35 円
		工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	70 円
専用 栓	定 額 制	一 般 用	人口 5人まで 浴槽1個につき 支栓1個につき	350 円 150 円 50 円	1人増す毎に 70 円
		計 量 制	8 m <sup>3</sup> まで	270 円	35 円
共用 栓	定 額 制	1世帯 5人まで	350 円	1人増す毎に 70 円	

#### ●昭和48年11月1日～昭和51年3月31日

区 分		基本料金／2月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき	
		水 量	料 金		
専用 及び 共用 栓	計 量 制	一 般 用	20 m <sup>3</sup> まで	700 円	35 円
		団 体 用	40 m <sup>3</sup> まで	1,400 円	35 円
		浴 場 営 業 用	200 m <sup>3</sup> まで	4,000 円	35 円
		工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	70 円

#### ●昭和51年4月1日～昭和56年3月31日

区 分		基本料金／2月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき	
		水 量	料 金		
専用 及び 共用 栓	計 量 制	一 般 用	20 m <sup>3</sup> まで	1,000 円	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 75 円
					41m <sup>3</sup> ～220m <sup>3</sup> まで 100 円
					221m <sup>3</sup> 以上 125 円
専用 及び 共用 栓	計 量 制	浴 場 営 業 用	200 m <sup>3</sup> まで	6,000 円	201m <sup>3</sup> 以上 45 円
		工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	150 円

#### ●昭和56年4月1日～昭和61年3月31日

区 分		基本料金／2月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき	
		水 量	料 金		
専用 及び 共用 栓	計 量 制	一 般 用	20 m <sup>3</sup> まで	2,000 円	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 110 円
					41m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup> まで 130 円
					61m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup> まで 150 円
					81m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 170 円
専用 及び 共用 栓	計 量 制	浴 場 営 業 用	200 m <sup>3</sup> まで	8,900 円	201m <sup>3</sup> 以上 60 円
		工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	220 円

●昭和61年4月1日～平成 3年3月31日

区 分		基本料金／2月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専用 及び 共用 栓	一 般 用	20 m <sup>3</sup> まで	2,500 円	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 140 円 41m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup> まで 165 円 61m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup> まで 190 円 81m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 215 円 101m <sup>3</sup> 以上 240 円
	浴場営業用	200 m <sup>3</sup> まで	11,300 円	201m <sup>3</sup> 以上 75 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	280 円

●平成 3年4月1日～平成 4年9月30日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専用 及び 共用 栓	一 般 用	10 m <sup>3</sup> まで	1,250 円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 140 円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで 165 円 31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 190 円 41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 215 円 51m <sup>3</sup> 以上 240 円
	浴場営業用	100 m <sup>3</sup> まで	5,650 円	101m <sup>3</sup> 以上 75 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	280 円

●平成 4年10月1日～平成 8年7月31日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専用 及び 共用 栓	一 般 用	10 m <sup>3</sup> まで	1,250 円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 140 円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで 165 円 31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 190 円 41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 215 円 51m <sup>3</sup> 以上 240 円
	浴場営業用	100 m <sup>3</sup> まで	5,650 円	101m <sup>3</sup> 以上 75 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	280 円

※ この表に定める額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 8年8月1日～平成 9年6月30日

区 分		基本料金/1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	10 m <sup>3</sup> まで	1,250 円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 158 円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで 201 円 31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 249 円 41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 307 円 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 369 円 101m <sup>3</sup> 以上 432 円
	浴 場 営 業 用	100 m <sup>3</sup> まで	5,650 円	101m <sup>3</sup> 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	338 円

※ この表に定める額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 9年7月1日～平成22年3月31日

区 分		基本料金/1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	10 m <sup>3</sup> まで	1,250 円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 158 円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで 201 円 31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 249 円 41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 307 円 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 369 円 101m <sup>3</sup> 以上 432 円
	浴 場 営 業 用	100 m <sup>3</sup> まで	5,650 円	101m <sup>3</sup> 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	338 円

※ この表に定める額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 22年4月1日～平成26年3月31日

区 分		基本料金/1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専用及び共用栓	一 般 用	5 m <sup>3</sup> まで	口径が <sup>3</sup> 13mm 890 円  口径が <sup>3</sup> 20mm以上 1,060 円	6m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで 22 円 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 145 円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで 189 円 31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 237 円 41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 289 円 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 346 円 101m <sup>3</sup> 以上 405 円
	浴 場 営 業 用	100 m <sup>3</sup> まで	5,650 円	101m <sup>3</sup> 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	318 円

※ この表に定める額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●平成 26年4月1日～令和元年9月30日

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専 用 及 び 共 用 栓	一 般 用	5 m <sup>3</sup> まで	口径が <sup>φ</sup> 13mm 890 円	6m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで 22 円 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 145 円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで 189 円 31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 237 円 41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 289 円 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 346 円 101m <sup>3</sup> 以上 405 円
			口径が <sup>φ</sup> 20mm以上 1,060 円	
			口径が <sup>φ</sup> 20mm以上 1,060 円	
	浴場営業用	100 m <sup>3</sup> まで	5,650 円	101m <sup>3</sup> 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	318 円

※ この表に定める額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

●令和元年10月1日～

区 分		基本料金／1月		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水 量	料 金	
専 用 及 び 共 用 栓	一 般 用	5 m <sup>3</sup> まで	口径が <sup>φ</sup> 13mm 890 円	6m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで 22 円 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 145 円 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで 189 円 31m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで 237 円 41m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 289 円 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 346 円 101m <sup>3</sup> 以上 405 円
			口径が <sup>φ</sup> 20mm以上 1,060 円	
			口径が <sup>φ</sup> 20mm以上 1,060 円	
	浴場営業用	100 m <sup>3</sup> まで	5,650 円	101m <sup>3</sup> 以上 90 円
	工事並びに臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	—	318 円

※ この表に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。



## 4 負担金の変遷

### (1) 給水契約負担金

期間 口径	※1 昭和46年4月1日～ 昭和49年3月31日	昭和49年4月1日～ 昭和51年1月31日	昭和51年2月1日～ 昭和52年3月31日	昭和52年4月1日～ 昭和53年6月30日	昭和53年7月1日～ 昭和62年3月31日
13 mm	20,000円	10,000円	30,000円	120,000円	200,000円
20 mm	28,000円	22,000円	60,000円		
25 mm	35,000円	35,000円	130,000円	260,000円	390,000円
30 mm	100,000円	100,000円	250,000円	500,000円	750,000円
40 mm	200,000円	200,000円	430,000円	860,000円	1,290,000円
50 mm	300,000円	300,000円	740,000円	1,480,000円	2,220,000円
75 mm	700,000円	700,000円	2,000,000円	4,000,000円	6,000,000円
100 mm	別に定める額				13,000,000円
125 mm以上	別に定める額				

期間 口径	昭和62年4月1日～ 平成3年3月31日	平成3年4月1日～ 平成4年9月30日	※2 平成4年10月1日～ 平成9年3月31日	※3 平成9年4月1日～ 平成22年3月31日	※4 ※5 平成22年4月1日～
13 mm	150,000円			55,000円	100,000円
20 mm		150,000円	150,000円	150,000円	240,000円
25 mm	390,000円	390,000円	390,000円	390,000円	390,000円
30 mm	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円
40 mm	1,290,000円	1,290,000円	1,290,000円	1,290,000円	1,290,000円
50 mm	2,220,000円	2,220,000円	2,220,000円	2,220,000円	2,220,000円
75 mm	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円	6,000,000円
100 mm	13,000,000円	13,000,000円	13,000,000円	13,000,000円	13,000,000円
150 mm	別に定める額	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円
200 mm	別に定める額	66,000,000円	66,000,000円	66,000,000円	66,000,000円
250 mm	別に定める額	113,000,000円	113,000,000円	113,000,000円	113,000,000円

※1 昭和46年4月1日～昭和49年3月31日までの13mm、20mmの負担金は、蛇口2個までの工事費を含む。

※2 平成4年10月1日～平成9年3月31日の負担金は、表に定める額に100分の103を乗じて得た額。

※3 平成9年4月1日～平成26年3月31日の負担金は、表に定める額に100分の105を乗じて得た額。

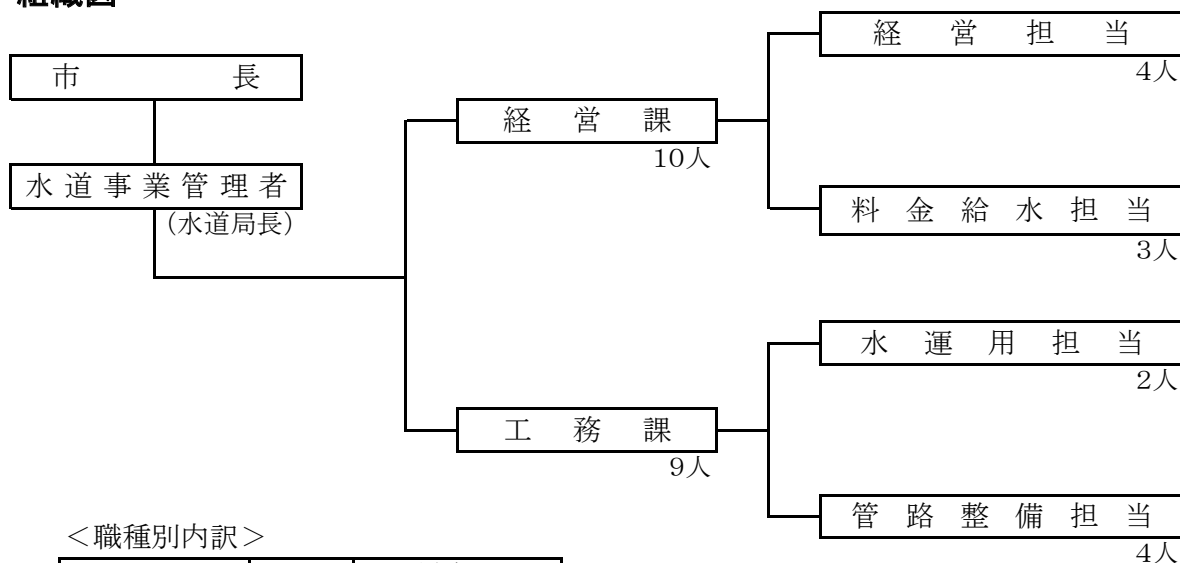
※4 平成26年4月1日～令和元年9月30日の負担金は、表に定める額に100分の108を乗じて得た額。

※5 令和元年10月1日以降の負担金は、表に定める額に100分の110を乗じて得た額。

## 5 水道局の組織

令和2年4月1日現在

### (1) 組織図



<職種別内訳>

区分	職員数	男女別	
		男	女
事務職員	16人	13人	3人
技術職員	3人	2人	1人
合計	19人	15人	4人
職員定数	37人		

### (2) 職員構成

(単位:人)

職名 所属名・職名	課長	主幹	課長補佐	主査長	主査	主任	主任主事	主事	主任技師	合計
経営課	1	0	2	/	/	/	/	/	/	3
経営担当	/	/	/	0	1	1	1	1	0	4
料金給水担当	/	/	/	0	2	0	1	0	0	3
計	1	0	2	0	3	1	2	1	0	10
工務課	1	2	0	/	/	/	/	/	/	3
水運用担当	/	/	/	1	1	0	0	0	0	2
管路整備担当	/	/	/	1	2	1	0	0	0	4
計	1	2	0	2	3	1	0	0	0	9
合計	2	2	2	2	6	2	2	1	0	19

### (3) 歴代水道事業管理者

初代	飯田政夫	昭和54年4月1日から昭和59年3月31日まで
第2代	伊藤富士彌	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで
第3代	後藤茂	昭和60年4月1日から平成元年3月31日まで
第4代	滝口昭	平成元年4月1日から平成5年3月31日まで
第5代	石井忠	平成5年4月1日から平成8年6月30日まで
第6代	土屋忠男	平成8年7月1日から平成12年6月30日まで
第7代	中村友教	平成12年7月1日から平成16年6月30日まで
第8代	伊藤久	平成16年7月1日から平成20年6月30日まで
第9代	中野洋	平成20年7月1日から平成24年3月31日まで
第10代	峯岸幹男	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
第11代	長塚九二夫	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

## 6 水道事業運営審議会

我孫子市水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)は、地方自治法第138条の4第3項(委員会、委員及び附属機関の設置)の規定に基づき、市長の諮問機関として水道事業の円滑な運営を図り、重要施策等を調査審議するため設けられています。

審議会の委員は11名以内で組織され、市長の委嘱を受けて、(1)学識経験を有する者5人以内、(2)市内の関係団体に属する者4人以内、(3)公募の市民2人以内で構成されています。ただし、再任を妨げないとされています。

現在、審議会は、推薦等により選任された10名で構成されています。

現審議会委員の任期は、令和元年9月1日より令和3年8月31日までです。

### (1) 審議会委員(令和3年3月31日現在) (敬称略)

学識経験を有する者	市内の関係団体に属する者	公募の市民
今井 久美子	原田 隆	鈴木 洋子
岡本 健一	福井 茂紀	高田 康則
清水 健太郎	藤本 行宣	
成塚 充大		
山本 憲志郎		

### (2) 開催状況

令和2年度の開催はありませんでした。

## 7 車両

所 属	車 種	登録番号	無線番号	備考
経営担当	ホンダグレイス	柏 500 つ 7076	—	H27.7購入
〃	ホンダシビック	柏 300 さ 6390	すいどうあびこ①	H19.5購入
水運用担当	スバルサンバーバン	柏 480 あ 1930	すいどうあびこ②	H19.5購入
〃	トヨタカローラバン	野 田 800 さ 4570	すいどうあびこ⑫	H20.7購入
管路整備担当	トヨタプロボックスバン	野 田 400 す 9872	すいどうあびこ③	H16.4購入
〃	トヨタライトエース	野 田 400 す 5210	すいどうあびこ⑤	H15.5購入
〃	スズキエブリイ	野 田 40 か 1392	すいどうあびこ⑪	H16.5購入
料金給水担当	給水車(トヨタ)	野 田 800 さ 7044	すいどうあびこ⑬	H16.10購入
〃	給水車(日野)	野 田 800 さ 7700	すいどうあびこ④	H17.8購入
〃	スズキエブリイ	柏 480 あ 4433	すいどうあびこ⑦	H20.4購入
〃	スズキエブリイ	野 田 483 あ 10	すいどうあびこ⑩	H17.1購入
〃	スバルステラ	野 田 580 え 3368	すいどうあびこ⑨	H18. 9購入

## 8 無線通信施設

無線局の種別	基地局	陸上移動局	
無線局の目的	水道事業用		
通 信 事 項	水道施設の建設・保全及び水の供給に関する事項		
呼 出 名 称	すいどうあびこ	(車載型)	すいどうあびこ 1
		〃	〃 2
		〃	〃 3
		〃	〃 4
		〃	〃 5
		〃	〃 6
		〃	〃 7
		〃	〃 8
		〃	〃 9
		〃	〃 10
		〃	〃 11
		〃	〃 12
		〃	〃 13
		(携帯型)	すいどうあびこ 101
		〃	〃 102
		〃	〃 103
〃	〃 104		
〃	〃 105		
〃	〃 106		
電波の形式及び周波数	F3E 153. 25MHz		

## 9 水道事業ガイドライン指標試算結果

### ■ 水道事業ガイドラインとは

水道事業ガイドラインとは、水道事業における施設の整備状況や経営状況等を総合的に評価するもので、全国の水道事業体共通の指標です。このガイドラインは、厚生労働省の水道ビジョンに示された目標と合わせ、公益社団法人日本水道協会が平成17年1月に制定し、令和3年7月に改正した規格です。

#### 水道事業ガイドラインの活用方法

[ 活用方法 ]

◇水道サービスの向上

業務指標を算出することで、他都市との比較や年次推移の検証など各業務の目標管理や現状把握が的確に行えます。これによって新たな課題を抽出し、数値目標の設定などによりその解決に努め、水道サービスの更なる向上に役立てます。

◇水道事業経営の透明性確保とお客さま満足度の向上

業務指標をインターネット等を通じて公表することで、経営の透明性を確保します。また、水道サービスに対するお客さまのご意見を経営に反映させ、お客さま満足度の向上につなげます。

#### 「水道事業ガイドライン」(全119項目)業務指標の概要

水道事業ガイドラインは、「安全で良質な水」、「安定した水の供給」、「健全な事業経営」の3分類、全119項目の業務指標が設定されています。本市では全119項目の内、105項目について試算を行いました。  
令和2年度決算値から、新しい規格に基づき業務指標を算出しています。

※詳細は「水道事業ガイドラインに基づく業務指標の算定結果【令和2年度】」をご覧ください。

我孫子市水道局試算結果考察 <元年度>		算定指標数／関連指標数
安全で良質な水	運営管理(水質管理、施設管理、事故災害対策) 施設整備(施設更新)	16／17
安定した水の供給	運営管理(施設管理、事故災害対策、環境対策) 施設整備(施設管理、施設更新、事故災害対策)	50／57
健全な事業経営	財務(健全経営) 組織・人材(人材育成、業務委託) お客様とのコミュニケーション(情報提供、意見収集)	39／45
総 計		105／119

# 令和2年度 水道事業ガイドラインに基づく業務指標の算定について

## 1 試算概況

今年度の指標算定項目数は105項目となった。この内、対前年度比で業務指標が向上した項目は33項目(31.4%)、低下した項目は28項目(26.7%)となり、相対的には業務水準の向上が認められた。特に対前年度比で±10%以上の数値変動があった項目については、次の「2 対前年度比±10%以上項目一覧」に主要因を指標区分毎に特記した。

## 2 対前年度比±10%以上項目一覧

(評価記号 ↑: 高いほど望ましい ↓ 低いほど望ましい)

### 安全で良質な水

向上した業務指標					低下した業務指標				
No.	PI	R1	R2	評価記号	No.	PI	R1	R2	評価記号
A401	鉛製給水管率(%)	2.3	2.0	↓	A106	無機物質濃度水質基準比率(%)	25.9	31.9	↓
					A205	貯水槽水道指導率(%)	0.8	0.3	↑
[特記事項] A401:鉛製管を用いている給水契約者数の減					[特記事項] A106:カルシウム、マグネシウム等最大値の増 A205:貯水槽水道指導率の減				

### 安定した水の供給

向上した業務指標					低下した業務指標				
No.	PI	R1	R2	評価記号	No.	PI	R1	R2	評価記号
B117	設備点検実施率(%)	57.1	100.0	↑	B210	災害対策訓練実施回数	11.0	1.0	↑
B204	管路の事故割合	2.6	1.7	↓	B503	法定耐用年数超過管路率	22.5	26.4	↓
B206	鉄製管路の事故割合	0.7	0.4	↓					
B207	非鉄製管路の事故割合	12	5.5	↓					
B303	配水量1m3二酸化炭素(CO2)排出量	213	169	↓					
[特記事項] B117:設備の点検回数の増 B204:管路の事故件数の減 B206:鉄製管路の事故件数の減 B207:非鉄製管路の事故件数の減 B303:電力供給事業者の変更に伴い二酸化炭素係数が減少したため					[特記事項] B210:訓練が中止となったため B503:法定耐用年数を超過した管の増				

### 健全な事業運営

向上した業務指標					低下した業務指標				
No.	PI	R1	R2	評価記号	No.	PI	R1	R2	評価記号
C106	繰入金比率(資本的収入分)	2.9	1.9	↓	C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合	4.0	22.2	↓
C109	給水収益に対する企業債利息の割合	0.80	0.70	↓	C112	給水収益に対する企業債残高の割合	32.0	49.3	↓
C127	給水停止割合	9.9	0.0	↓	C121	企業債償還元金対減価償却費比率	77.1	125.8	↓
C505	水質に対する苦情対応割合	0.78	0.69	↓	C202	外部研修時間	12.0	2.7	↑
					C203	内部研修時間	2.7	1.7	↑
					C403	水道施設見学者割合	0.2	0.0	↑
					C504	水道サービスに対する苦情対応割合	0.00	0.03	↓
[特記事項] C106:企業債借入により資本的収入が増加したため C109:新型コロナウイルス感染症の影響等により給水収益が増加したため C127:新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を鑑みて実施を見合わせたため。 C505:水質に対する苦情対応件数の減					[特記事項] C111:企業債借入により企業債償還元金が増加したため C112:企業債借入により企業債残高の割合が増加したため C121:企業債借入により企業債償還元金が増加したため C202:新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、一部の外部研修への参加を見合わせたため C203:新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、内部研修を中止したため C403:新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、水道施設見学会を中止したため C504:水道サービスに対する苦情対応件数の増				

### 3 本年度未算定14項目

本市事業に該当のない4項目

No.	PI
A302	粉末活性炭処理比率(%)
B102	取水量1㎡当たり水源保全投資額(円/㎡)
B304	再生可能エネルギー利用率(%)
B602-2	浄水施設の主要構造物耐震化率(%)

内部基準若しくは記録・整理簿等が未整備・未実施の10項目

No.	PI
B108	管路点検率(%)
B109	バルブ点検率(%)
B505	管路の更正率(%)
C206	国際協力派遣者数(人・日)
C207	国際協力受入者数(人・日)
C302	浄水場第三者委託率(%)
C305	浄水発生土の有効利用率(%)
C501	モニタ割合(人/1,000人)
C502	アンケート情報収集割合(人/1,000人)
C503	直接飲用率(%)



# 水道事業ガイドラインに基づく業務指標の算定結果【令和2年度】

## 【表解説】

<算出値について>

\*の付く値:指標の算出に不正確、不確実な要素がある場合      -:ガイドラインの定義で示すデータがないため、算出できない指標。

<評価記号について>

↑:高いほど望ましいとされる項目      ↓:低いほど望ましいとされる項目      ○:他の業務指標と併せて総合評価すべき項目

### 1) 安全で良質な水

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			H30	R1	R2				
① 運営管理									
水質管理	A101	平均残留塩素濃度	0.48	0.52	0.53	(mg/L)	残留塩素濃度合計/残留塩素測定回数	給水栓水で、残留塩素濃度の最大値が0.8mg/Lのとき0%、0.4mg/Lのとき100%になる。残留塩素は低い方がおしきからは好ましい。	↓
	A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率	10.0	10.0	10.0	(値,項目名)(%)	(最大カビ臭物質濃度/水質基準値)×100	給水栓水で、2種類のカビ臭物質最大濃度の水質基準値に対する割合(%)をいう。水質基準ぎりぎりであると0%、全くカビ臭物質が含まれないと100%になる。	↓
	A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率	26.4	14.8	15.0	(%)	Σ(給水栓水の総トリハロメタン濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓水で、水質基準の値である0.1mg/Lに対する総トリハロメタン濃度最大値の割合(%)を示す。トリハロメタンは有害物質であり、この値は低い方がよい。	↓
	A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率	32.7	23.3	24.0	(%)	Σ(給水栓の有機物(TOC)濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓水で、水質基準の値である3mg/Lに対する最大有機物(TOC)濃度の割合(%)を示す。一般的には、低い値の方が良い水とされる。	↓
	A105	重金属濃度水質基準比率	10.0	10.0	10.0	(値,項目名)(%)	Σ(給水栓の当該重金属濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める6種類の重金属の基準値に対するそれぞれの重金属最大濃度の割合(%)を平均値で示す。この値は低い方がよい。	↓
	A106	無機物質濃度水質基準比率	27.0	25.9	31.9	(値,項目名)(%)	Σ(給水栓の当該無機物質濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める6種類の無機物質の基準値に対するそれぞれの無機物質最大濃度の割合(%)を平均値で示す。ミネラル分の割合を示す。	↓
	A107	有機化学物質濃度水質基準比率	10.0	10.0	10.0	(値,項目名)(%)	Σ(給水栓の当該有機化学物質濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める9種類の有機塩素化学物質の基準値に対するそれぞれの有機塩素化学物質最大濃度の割合(%)を平均値で示す。この値は低い方がよい。	↓
	A108	消毒副生成物濃度水質基準比率	46.0	48.0	46.0	(値,項目名)(%)	Σ(給水栓の当該消毒副生成物濃度/給水栓数)/水質基準値×100	給水栓で、水質基準に定める5種類の消毒副生成物の基準値に対するそれぞれの消毒副生成物最大濃度の割合(%)を平均値で示す。この値は低い方がよい。	↓
	A109	農薬濃度水質管理目標比	0.000	0.000	0.000	-	max Σ(Xij/GVj)	給水栓で、水質基準の値である各農薬の管理目標値に対するそれぞれの農薬最大濃度の割合(%)を対象農薬数で除したものを、農薬は種類が多いので、一種類ごとに算出せず、平均したもので示した。この値は低い方がよい。	↓
施設管理	A201	原水水質監視度	67	65	65	(項目)	原水水質監視項目数	安全な水の供給には原水が安全であることが重要であるので、原水で何項目を調査しているかを示す。調査回数は月1回以上とする。	○
	A202	給水栓水質検査(毎日)箇所密度	20.7	20.7	20.7	(箇所/100km <sup>2</sup> )	(給水栓水質検査(毎日)採水箇所数/現在給水面積)×100	給水区域において毎日行う水質検査箇所数により、その面積100km <sup>2</sup> 当たりに対する水質監視密度を示す。	↑
	A203	配水池清掃実施率	25.6	0.0	0.0	(%)	(5年間に清掃した配水池有効容量/配水池有効容量)×100	全配水池容量に対する清掃した配水池容量の割合を示す。5年で全配水池を一巡するのを目標にしている。	↑
	A204	直結給水率	74.6	74.9	74.9	(%)	(直結給水件数/給水件数)×100	給水件数に対する、受水槽を経由せず直接給水される件数の割合を示す。水質の悪化を防ぐ観点から、直結給水が進められている。	↑
	A205	貯水槽水道指導率	0.0	0.8	0.3	(%)	(貯水槽水道指導件数/貯水槽水道数)×100	貯水槽水道事故に対する調査・指導の割合(%)を示す。ビル、高層住宅などの貯水槽は水道事業者の管理ではないが、衛生上、適正な管理が必要となるため指導を行う。	↑
事故災害対策	A301	水源の水質事故件数	0	0	0	(件)	年間水源水質事故件数	年間水源有害物質(油、化学物質の流出など)による水質汚染の回数を示す。この値は低い方がよい。	↓
	A302	粉末活性炭処理比率	該当なし	該当なし	該当なし	(%)	(粉末活性炭年間処理水量/年間浄水量)×100	粉末活性炭を投入した日数の年間割合(%)を示す。活性炭は水質が悪化した時に用いられるので、原水水質の良し悪しの指標でもある。	○
② 施設整備									
施設管理	A401	鉛製給水管率	2.4	2.3	2.0	(%)	(鉛製給水管使用件数/給水件数)×100	鉛管を使用している件数の全給水件数に対する割合(%)を示す。この値は低い方がよい。	↓

### 2) 安定した水の提供

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			H30	R1	R2				
① 運営管理									
施設管理	B101	自己保有水源率	35.0	35.0	35.0	(%)	(自己保有水源水量/全水源水量)×100	全水源量に対する自己所有の水源水量(水道事業者が管理している貯水池、井戸をいう)の割合(%)をいう。自己保有水源の多いことは取水の自由度が大きい。	○
	B102	取水量1m <sup>3</sup> 当たり水源保全投資額	該当なし	該当なし	該当なし	(円/m <sup>3</sup> )	水源保全に投資した費用/年間取水量	自己の水源に水源涵養のため投資した費用に対するその流域から取水量1m <sup>3</sup> 当たりの費用(円)を示す。自己水源を保持しない場合は適用できない。	↑
	B103	地下水率	100.0	100.0	100.0	(%)	(地下水揚水量/年間取水量)×100	地下水揚水量の水源利用水量に対する割合(%)を示す。この指標は、環境保全の視野も入れて広く考えられるべきである。	○
	B104	施設利用率	61.4	61.3	63.8	(%)	(一日平均配水量/施設能力)×100	一日平均給水量の一日給水能力に対する割合(%)を示す。水道施設の経済性を総合的に判断する指標である。この値は、基本的に高い方がよい。	↑
	B105	最大稼働率	69.6	70.7	73.5	(%)	(一日最大配水量/施設能力)×100	一日最大給水量の一日最大給水能力に対する割合(%)を示す。水道事業の施設効率を判断する指標の一つである。この値は、基本的に高い方がよい。	↑
	B106	負荷率	88.1	86.8	86.9	(%)	(一日平均配水量/一日最大配水量)×100	一日平均給水量の一日最大給水量に対する割合(%)を示す。水道事業の施設効率を判断する指標の一つである。この値は、基本的に高い方がよい。	↑
	B107	配水管延長密度	11.6	11.6	11.6	(km/km <sup>2</sup> )	配水管延長/現在給水面積	給水区域面積1km <sup>2</sup> 当たり配水管が何km布設されているかを示す。これは配水管に引き込み管(給水管)を接続する時の容易さを示す。	↑
	B108	管路点検率	-	-	-	(%)	(点検した管路延長/管路延長)×100	年間で点検した管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。この値は点検の内容と併せて考慮する必要がある。	↑
	B109	バルブ点検率	-	-	-	(%)	(点検したバルブ数/バルブ設置数)×100	バルブ設置数に対する1年間に設置したバルブ数の割合を示す。管路の健全性確保に対する執行度合いを表す指標のひとつ。	↑
	B110	漏水率	4.5	4.9	5.0	(%)	(年間漏水量/年間配水量)×100	年間の漏水量の配水量に対する割合(%)を示す。この値は低い方がよい。	↓
	B111	有効率	95.4	95.1	95.0	(%)	(年間有効水量/年間配水量)×100	年間配水量に対する年間有効水量の割合を示す。水道事業の経営効率性を表し、高いほうがよい。	↑
	B112	有収率	95.3	95.0	94.9	(%)	(年間有収水量/年間配水量)×100	有収水量の年間の配水量(給水量)に対する割合(%)を示す。水道施設及び給水装置を通して給水される水量がどの程度収益につながっているかを示す指標である。この値は高い方がよい。	↑

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			H30	R1	R2				
	B113	配水池貯留能力	0.60	0.60	0.57	(日)	配水池有効容量/一日平均配水量	水道水をためておく配水池の総容量が平均配水量の何日分あるかを示す。需要と供給の調整及び突発事故のため0.5日分以上は必要とされる。	↑
	B114	給水人口一人当たり配水量	278	278	289	(L/日・人)	(一日平均配水量/現在給水人口)×1,000	給水人口一人当たり一日何L配水したかを示す。この水量は給水人口をベースに計算するので、特に都市部では給水区域外から来た人の消費分、都市活動分が含まれ、一人当たりの消費量より多くなる。	↑
	B115	給水制限日数	0	0	0	(日)	年間給水制限日数	一年間で何日給水制限したかを示す。漏水、事故などがあると給水制限(断水含む)数は大きくなる。この値は低い方がよい。	↓
	B116	給水普及率	93.2	93.5	93.7	(%)	(現在給水人口/給水区域内人口)×100	給水区域内で水道を使っている人の割合(%)を示す。日本では約97%に達しているが、世界では低い国もある。	↑
	B117	設備点検実施率	92.9	57.1	100.0	(%)	(点検機器数/機械・電気・計装機器の合計数)×100	電気機械などの点検した回数の法定点検回数に対する割合(%)を示す。この指標は当然100%以上でなければならない。	↑
	B201	浄水場事故割合	0.00	0.00	0.00	(件/10年・箇所)	10年間の浄水場停止事故件数/浄水場数	浄水場が事故で過去10年間に停止した件数の浄水場数に対する割合(%)を示す。この指標は低い方がよい。	↓
	B202	事故時断水人口率	0.0	0.0	0.0	(%)	(事故時断水人口/現在給水人口)×100	最大の浄水場又は最大の管路が事故で24時間停止したとき給水できない人口の給水人口に対する割合(%)をいう。この指標は、水道施設の緊急時の融通性を示し、値は低い方がよい。	↓
B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量	84	83	84	(L/人)	(配水池有効容量×1.2+緊急貯水槽容量)×1,000/現在給水人口	給水人口一人当たり何Lの水が常時ためられているかを示す。地震時など緊急時の応急給水の時利用される。地震直後では一人一日3L必要とされる。	↑	
B204	管路の事故割合	2.8	2.6	1.7	(件/100 km)	管路の事故件数/(管路延長/100)	管路の年間事故件数の管路延長100kmに対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓	
B205	基幹管路の事故割合	0.0	0.0	0.0	(件/100 km)	基幹管路の事故件数/(基幹管路延長/100)	年間の幹線管路(給水栓を接続する配水管以外の一般に口径の大きい管)の事故(破裂、抜け出し、漏水など)が幹線管路総延長100km当たり何件あるかを示す。この値は低い方がよい。	↓	
B206	鉄製管路の事故割合	1.3	0.7	0.4	(件/100 km)	鉄製管路の事故件数/(鉄製管路延長/100)	鉄製管路で発生した年間の事故件数の鉄製管路延長100kmに対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓	
B207	非鉄製管路の事故割合	10.0	12.0	5.5	(件/100 km)	非鉄製管路の事故件数/(非鉄製管路延長/100)	非鉄製管路で起きた年間の事故件数の非鉄製管路延長100kmに対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓	
B208	給水管の事故割合	4.6	4.3	4.4	(件/1,000 件)	給水管の事故件数/(給水管数/1,000)	給水管(公道から各家庭に引き込む管など)の年間事故件数(公道から水道メータまでの事故)の給水管数1,000件に対する事故件数の割合を示す。この値は低い方がよい。	↓	
B209	給水人口一人当たり平均断水・濁水時間	0.00	0.00	0.00	(時間)	Σ(断水・濁水時間×断水・濁水区域給水人口)/現在給水人口	断水・濁水(時間と人口の積)の全給水人口に対する時間割合を示す。年間平均的に何時間断水・濁水があったかを示す。この値は低い方がよい。	↓	
B210	災害対策訓練実施回数	9	11	1	(回/年)	年間の災害対策訓練実施回数	1年間に災害対策訓練を実施した回数。災害に対する危機対応性を示す。	↑	
B211	消火栓設置密度	2.6	2.6	2.6	(基/km)	消火栓数/配水管延長	配水管延長1km当たりに対する消火栓の設置数を示す。消防水利のための指標である。	↑	
環境対策	B301	配水量1m3 当たり電力消費量	0.32	0.31	0.30	(kWh/m³)	電力使用量の合計/年間配水量	取水から給水栓まで1mの水を送るまでに要した電力消費量を示す。この指標には水道事業すべての電力量が含まれるが、その多くは送水、配水のための電力量で地形的条件に左右される。	↓
	B302	配水量1m3 当たり消費エネルギー ※1 平成30年度以前のMJ換算値修正により、指標値を修正。	3.26 ※1	3.18	3.08	(MJ/m³)	エネルギー消費量/年間配水量	取水から給水栓まで1mの水を送るまでに要した消費エネルギー量を示す。この指標には水道事業すべてのエネルギーが含まれるが、その多くは送水、配水のためのエネルギーで地形的条件に左右される。	↓
	B303	配水量1m3 当たり二酸化炭素(CO2) 排出量	167	213	169	(g・CO2/m³)	[二酸化炭素(CO2) 排出量/年間配水量]×10⁶	配水した水1m³当たり水道事業として何gの二酸化炭素を排出したかを示す。この指標は、B302配水量1m³当たりの消費エネルギーと関係が深い。	↓
	B304	再生可能エネルギー利用率	該当なし	該当なし	該当なし	(%)	(再生可能エネルギー設備の電力使用量/全施設の電力使用量)×100	水道事業の中で行っている再生可能エネルギー(自己の水力発電、太陽光発電など)の使用量の全施設で使用しているエネルギー使用量に対する割合(%)を示す。この指標は、コスト、停電対策とも関係が深い。	↑
	B305	浄水発生土の有効利用率	-	-	-	(%)	(有効利用土量/浄水発生土量)×100	浄水場で発生する土を埋め立てなど廃棄処分せず、培養土などとして利用している量の全発生土量に対する割合(%)を示す。この値は高い方がよい。	↑
	B306	建設副産物のリサイクル率	98.6	100.0	100.0	(%)	(リサイクルされた建設副産物量/建設副産物発生量)×100	水道工事で発生する土、アスファルト、コンクリートなど廃棄処分せず、再利用している量の全建設副産物量に対する割合(%)を示す。この値は高い方がよい。	↑
②施設整備									
施設管理	B401	ダクタイル鋳鉄管・銅管率	73.9	74.2	74.2	(%)	[(ダクタイル鋳鉄管延長+銅管延長)/管路延長]×100	鉄製の水道管であるダクタイル鋳鉄管と銅管の延長の水道管総延長に対する割合(%)を示す。一般に鉄製水道管は信頼性が高いとされている。	↑
	B402	管路の新設率	0.19	0.19	0.19	(%)	(新設管路延長/管路延長)×100	年間で新設した管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。	↑
施設更新	B501	法定耐用年数超過浄水施設率	0.0	0.0	0.0	(%)	(法定耐用年数を超えている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	法定耐用年数を超えた浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合(%)を示す。この値が大きいほど古い施設が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	↓
	B502	法定耐用年数超過設備率	64.3	57.1	57.1	(%)	(法定耐用年数を超えている機械・電気・計装設備などの合計数/機械・電気・計装設備などの合計数)×100	法定耐用年数を超えた電気・機械設備数の電気・機械設備の総数に対する割合(%)を示す。この値が大きいほど古い設備が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	↓
	B503	法定耐用年数超過管路率	20.1	22.5	26.4	(%)	(法定耐用年数を超えている管路延長/管路延長)×100	法定耐用年数を超えた管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。この値が大きいほど古い管路が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	↓
	B504	管路の更新率	0.93	0.93	0.93	(%)	(更新された管路延長/管路延長)×100	年間で更新した管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。この値の逆数が管路をすべて更新するのに必要な年数を示す。	↑
	B505	管路の更生率	-	-	-	(%)	(更生された管路延長/管路延長)×100	年間で更生(古い管の内面を補修すること)した管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。	↑
事故災害対策	B601	系統間の原水融通率 ※2 平成30年度以前は送水能力で算出していたため、指標値を修正。	0.0 ※2	0.0	0.0	(%)	(原水融通能力/全浄水施設能力)×100	取水した原水を融通して異なる浄水場へ送水できる水量の受水側の受水可能水量に対する割合(%)を示す。複数の取水箇所のある場合相互に融通ができるので、事故に対してリスクが少なくなる。この値は大きい方がよい。	↑
	B602	浄水施設の耐震化率	100.0	100.0	100.0	(%)	(耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	浄水施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全浄水施設能力に対する割合(%)を示す。この値は高い方がよい。	↑
	B602-2	浄水施設的主要構造物耐震化率	該当なし	該当なし	該当なし	(%)	[(洗殿・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力+ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力)/全浄水施設能力]×100	浄水施設のうち主要構造物である洗殿池及びろ過池に対する耐震対策が施されている割合を示す。B602の進捗を示す指標であり、高いほうがよい。	↑
	B603	ポンプ所の耐震化率	100.0	100.0	100.0	(%)	(耐震対策の施されたポンプ所能力/耐震化対象ポンプ所能力)×100	浄水施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全ポンプ所施設能力に対する割合(%)を示す。この値は高い方がよい。	↑

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			H30	R1	R2				
	B604	配水池の耐震化率	100.0	100.0	100.0	(%)	(耐震対策の施された配水池有効容量/配水池有効容量)×100	配水池のうち高度な耐震化がなされている施設容量の全配水池容量に対する割合(%)を示す。この値は高い方がよい。	↑
	B605	管路の耐震管率	15.5	16.5	17.5	(%)	(耐震管延長/管路延長)×100	多くの管路のうち耐震性のある材質と継手(管の接続部)により構成された管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。この値は高い方が望ましい。	↑
	B606	基幹管路の耐震管率	11.8	11.8	11.8	(%)	(基幹管路のうち耐震管延長/基幹管路延長)×100	基幹管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもの。地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表し、高いほうがよい。	↑
	B606-2	基幹管路の耐震適合率	44.1	44.1	44.1	(%)	(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示し、B606を補足する指標である。	↑
	B607	重要給水施設配水管の耐震管率	17.1	14.9	14.3	(%)	(重要給水施設配水管のうち耐震管延長/重要給水施設配水管延長)×100	重要給水施設への配水管の総延長に対する耐震管延長の割合を示し、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管の安全性、信頼性を表す指標のひとつである。	↑
	B607-2	重要給水施設配水管の耐震適合率	42.9	31.3	30.0	(%)	(重要給水施設配水管のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管延長)×100	重要給水施設への配水管の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示し、B607を補足する。	↑
	B608	停電時配水量確保率	127.7	127.8	122.8	(%)	(全施設停電時に確保できる配水能力/一日平均配水量)×100	自家発電機機の容量が当該設備に必要とされる電力の総量に対する割合(%)を示す。この値は自家発電が何%かを示し、高い方が停電事故には強い。	↑
	B609	薬品備蓄日数	29.0	35.7	35.1	(日)	(平均凝集剤貯蔵量/凝集剤一日平均使用量)又は(平均塩素剤貯蔵量/塩素剤一日平均使用量)のうち、小さい方の値	浄水場で使う薬品が一日平均使用料に対して何日分貯蔵してあるかを示す。この値は薬品の劣化がない範囲で余裕を持つことがよい。	↑
	B610	燃料備蓄日数	0.4	0.6	0.6	(日)	平均燃料貯蔵量/一日燃料使用量	浄水場などで使うとして発電用の燃料が一日平均使用料に対して何日分貯蔵してあるかを示す。この値は燃料が劣化しない範囲で余裕を持つことがよい。	↑
	B611	応急給水施設密度	9.2	9.2	9.2	(箇所/100 km <sup>2</sup> )	応急給水施設数/(現在給水面積/100)	緊急時に応急給水できる貯水地点が給水区域の100km <sup>2</sup> 当たり何箇所あるかを示す。この値は高い方が一般的には良い。	↑
	B612	給水車保有度	0.016	0.016	0.016	(台/1,000人)	給水車数/(現在給水人口/1,000)	稼働できる給水車が給水人口1,000人当たり何台保有されているかを示す。この値は大きい方がよい。	↑
	B613	車載用の給水タンク保有度	0.081	0.081	0.081	(m <sup>3</sup> /1,000人)	車載用給水タンクの容量/(給水人口/1,000)	緊急時に使用できる車載用給水タンクの総容量が人口1,000人当たり何m <sup>3</sup> 保有されているかを示す。この値は大きい方がよい。	↑

### 3) 健全な事業経営

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			H30	R1	R2				
<b>注)財務</b>									
健全経営	C101	営業収支比率	90.3	90.2	92.0	(%)	[(営業収益-受託工事収益)/(営業費用-受託工事費)]×100	営業収益の営業費用に対する割合(%)を示す。収益的収支が最終的に黒字であるためには、この値は100%を一定程度上回っている必要がある。	↑
	C102	経常収支比率	116.5	113.1	115.1	(%)	[(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)]×100	経常収益の経常費用に対する割合(%)を示す。この値は100%以上であることが望ましい。	↑
	C103	総収支比率	116.5	113.1	115.1	(%)	(総収益/総費用)×100	総収益の総費用に対する割合(%)を示す。この値は100%以上であることが望ましい。	↑
	C104	累積欠損金比率	0.0	0.0	0.0	(%)	[累積欠損金/営業収益-受託工事収益]×100	累積欠損金の受託工事収益を除いた営業収益に対する割合(%)を示す。累積欠損金とは、営業活動の結果生じた欠損金が当該年度で処理できずに、複数年度にわたって累積したものである。この指標は、値0%であることが望ましい。	↑
	C105	繰入金比率(収益的収入分)	0.2	0.1	0.1	(%)	(損益勘定繰入金/収益的収入)×100	損益勘定繰入金の収益的収入に対する割合(%)を示す。水道事業の経営状況の健全性、効率性を示す指標の一つである。この値は低いほうが独立採算制の原則に則しているといえる。	↓
	C106	繰入金比率(資本的収入分)	100.0	2.9	1.9	(%)	(資本勘定繰入金/資本的収入計)×100	資本的勘定繰入金の資本的収入に対する割合(%)を示す。水道事業の経営の健全性、効率性を示す指標の一つである。この値は低いほうが独立採算制の原則に則しているといえる。	↓
	C107	職員一人当たり給水収益	124,838	124,486	127,562	(千円/人)	給水収益/損益勘定所属職員数	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水収益を基準として把握するための指標である。この値は大きい方がよい。	↑
	C108	給水収益に対する職員給与費の割合	7.0	7.2	6.6	(%)	(職員給与費/給水収益)×100	職員給与費の給水収益に対する割合(%)を示す。水道事業の効率性を分析するための指標の一つである。この値は低い方がよい。	↓
	C109	給水収益に対する企業債利息の割合	1.0	0.8	0.7	(%)	(企業債利息/給水収益)×100	企業債利息の給水収益に対する割合(%)を示す。水道事業の効率性及び財務安全性を分析するための指標の一つである。この指標は低い方がよい。	↓
	C110	給水収益に対する減価償却費の割合	35.1	36.6	33.7	(%)	(減価償却費/給水収益)×100	減価償却の給水収益に対する割合(%)を示す。水道事業の効率性を分析するための指標の一つである。この指標は低い方がよい。	↓
	C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合	3.8	4.0	4.0	(%)	(建設改良のための企業債償還元金/給水収益)×100	企業債償還金の給水収益に対する割合(%)を示す。企業債償還金が経営に与える影響を分析するための指標である。この値は低い方がよい。	↓
	C112	給水収益に対する企業債残高の割合	20.5	32.0	49.3	(%)	(企業債残高/給水収益)×100	企業債残高の給水収益に対する割合(%)を示す。企業債残高の規模と経営への影響を分析するための指標である。この値は低い方がよい。	↓
	C113	料金回収率	104.2	104.5	106.6	(%)	(供給単価/給水原価)×100	供給単価の給水原価に対する割合(%)を示す。水道事業の経営状況の健全性を示す指標の一つである。料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。	↑
	C114	供給単価	167.0	166.8	164.9	(円/m <sup>3</sup> )	給水収益/年間有収水量	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示す。供給単価は、低額である方が水道サービスの観点からは望ましいが、水道事業の事業環境には大きな差があるため、単純に金額だけで判断するのは難しい。	↓
	C115	給水原価	160.3	159.5	154.6	(円/m <sup>3</sup> )	[経常費用-(受託工事費+材料及び不要品売却原価+附属事業費+長期前受戻入)]/年間有収水量	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを示す。料金水準を示す数値としてみれば、給水原価は安いほうが、水道事業者にとっても水道利用者にとっても望ましいが、給水原価は水源や原水水質など水道事業環境に影響を受けるため、給水原価の水準だけでは、経営の優劣を判断することは難しい。	↓
	C116	1か月10m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	1,080	1,100	1,100	(円)	1か月10m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	標準的な家庭における水使用量(10m <sup>3</sup> )に対する料金を示す。消費者の経済的負担を示す指標の一つである。	↓
	C117	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	2,646	2,695	2,695	(円)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	標準的な家庭における水使用量(20m <sup>3</sup> )に対する料金を示す。特に世帯人数2~3人の家族の1箇月の水道使用量を想定したものである。	↓
	C118	流動比率	488.7	671.0	616.7	(%)	(流動資産/流動負債)×100	流動資産の流動負債に対する割合(%)を示す。水道事業の財務安全性をみる指標である。この値は100%以上で、より高い方が安全性が高い。	↑
	C119	自己資本構成比率	94.7	94.5	92.1	(%)	[(資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益)/負債+資本合計]×100	自己資本と剰余金の合計の負債・資本合計に対する割合(%)を示す。財務の健全性を示す指標の一つである。この値は高い方が財務的に安全といえる。	↑

区分	番号	P1名	算定結果			単位	計算式	備考	評価記号
			H30	R1	R2				
1	C120	固定比率	87.3	87.3	87.2	(%)	$[\text{固定資産}/(\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{評価差額}+\text{繰延収益})] \times 100$	固定資産の自己資本金と剰余金の合計額に対する割合(%)を示す。自己資本がどの程度固定資産に投下されているかを見る指標である。一般的に100%以下であれば、財務面で安定的といえる。	↑
	C121	企業債償還元金対減価償却費比率	20.5	77.1	23.0	(%)	$[\text{建設改良のための企業債償還元金}/(\text{当年度減価償却費}-\text{長期前受金戻入})] \times 100$	企業債償還元金の当年度減価償却費に対する割合(%)を示す。投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標である。100%以下であると財務的に安全といえる。	↑
	C122	固定資産回転率	0.13	0.13	0.13	(回)	$(\text{営業収益}-\text{受託工事収益})/[(\text{前期末固定資産}+\text{期末固定資産})/2]$	受託工事収益を除いた営業収益の年度平均の固定資産額に対する割合を回数で示す。固定資産の活用状況を見るための指標である。この値は大きい方がよい。	↑
	C123	固定資産使用効率	8.0	8.1	8.3	(m <sup>3</sup> /万円)	年間配水量/有形固定資産	給水量の有形固定資産に対する値(m <sup>3</sup> /10,000円)である。この値が大きいほど施設が効率的であることを意味するため、値は大きい方がよい。	↑
	C124	職員一人当たり有収水量	747,000	746,000	774,000	(m <sup>3</sup> /人)	年間総有収水量/損益勘定所属職員数	年間で職員一人当たり有収水量が何mかを示す。この指標は一般的には職員が多いと低くなり、外部委託が多いと高くなる。ここでは、人材確保の観点から、値が低い方が望ましいとみなす。	↓
	C125	料金請求誤り割合	0.00	0.00	0.00	(件/1,000件)	誤料金請求件数/(料金請求件数/1,000)	料金請求に関する誤り件数の料金請求1,000件に対する誤り件数を示す。この値は低い方がよい。	↑
	C126	料金収納率	95.9	95.8	95.9	(%)	$(\text{料金納入額}/\text{滞り額}) \times 100$	年度末に収納されていない金額の総料金収入額に対する割合(%)を示す。この指標は未収金率という方が適切である。この値がすべて未納になるわけではない。	↑
	C127	給水停止割合	7.1	9.9	0.0	(件/1,000件)	給水停止件数/(給水件数/1,000)	料金の未納により給水停止を実施した件数の給水件数1,000件に対する給水停止を実施した件数を示す。この値は、高低を単純に評価することはできない。	↓
2 組織・人材									
人材育成	C201	水道技術に関する資格取得度	2.15	2.00	1.90	(件/人)	職員が取得している水道技術に関する資格数/全職員数	職員一人当たり持っている法定資格の件数を示す。この指標は、職務として必要な資格を取ることにより職員の資質の向上を図る。	↑
	C202	外部研修時間	15.2	12.0	2.7	(時間/人)	(職員が外部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	職員一人当たりの外部研修を受けた時間数を示す。この指標は、職務に関する外部研修を受けることにより職員の資質向上を図る。	↑
	C203	内部研修時間	0.0	2.7	1.7	(時間/人)	(職員が内部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	職員一人当たりが内部研修を受けた時間を示す。この指標は、職務に関する内部研修を受けることにより職員の資質向上を図る。	↑
	C204	技術職員率	15.0	15.0	15.0	(%)	(技術職員数/全職員数)×100	技術職員総数の全職員数に対する割合(%)を示す。この指標は、技術的業務の直営維持が難しくなってきた現在の現状と関係が深い。	○
	C205	水道業務平均経験年数	9.9	9.2	8.6	(年/人)	職員の水道業務経験年数/全職員数	職員が平均何年水道事業に携わっているかを示す。他部門との人事交流により水道業務の経験の少ない職員が増えていく。この指標は水道業務の職員の習熟度と関係が深い。	↑
	C206	国際協力派遣者数	-	-	-	(人・日)	Σ(国際協力派遣者数×滞在日数)	協力した人数と滞在日数(週)の積で示す。この内容は、定義が難しく外面的な指標となっている。	↑
	C207	国際協力受入者数	-	-	-	(人・日)	Σ(国際協力受入者数×滞在日数)	人的交流の件数で示す。この内容は、定義が難しく外面的な指標となっている。	↑
	業務委託	C301	検針委託率	100.0	100.0	100.0	(%)	$(\text{委託した水道メーター数}/\text{水道メーター設置数}) \times 100$	検針を委託した水道メーター数の総数に対する割合(%)を示す。検針は外部委託が多く、この指標の値の高いことは、職員数の減につながっている。
C302		浄水場第三者委託率	-	-	-	(%)	$(\text{第三者委託した浄水場の浄水施設能力}/\text{全浄水施設能力}) \times 100$	浄水場の運転管理を委託した浄水能力の総浄水能力に対する割合(%)を示す。この指標の値の高いことは、一般に技術職員の減につながっている。	○
3 お客さまとのコミュニケーション									
情報提供	C401	広報誌による情報の提供度	2.7	1.7	1.6	(部/件)	広報誌などの配布部数/給水件数	広報誌配布部数の給水件数に対する割合(部/件)を示す。情報の提供には、インターネットなどもあるが、この場合直接の自己の水道事業の消費者がどうか分らないので、この指標は給水区域の消費者を対象としたものとなっている。	↑
	C402	インターネットによる情報の提供度	111	133	141	(回)	ウェブページへの掲載回数	インターネットによる水道事業の情報発信回数を示し、お客様への事業内容の公開度合いを表す指標のひとつである。	↑
	C403	水道施設見学者割合	0.2	0.2	0.0	(人/1,000人)	見学者数/(現在給水人口/1,000)	見学者数の給水人口に対する値に1,000を乗じた値を示す。給水人口1,000人当たりの水道施設見学者数。この指標は、開かれた水道施設を目指すことと関係が深い。	↑
意見収集	C501	モニタ割合	-	-	-	(人/1,000人)	モニタ人数/(現在給水人口/1,000)	モニタ人数の給水人口に対する値に1,000を乗じた値を示す。つまり、給水人口1,000人当たりのモニタ人数である。この指標は大都市では低くなる傾向がある。	↑
	C502	アンケート情報収集割合	-	-	-	(人/1,000人)	アンケート回答人数/(現在給水人口/1,000)	アンケート回答人数の給水人口に対する値に1,000を乗じた値を示す。給水人口1,000人当たりのアンケート回答人数。この指標は消費者のニーズ収集の度と関係が深い。	↑
	C503	直接飲用率	-	-	-	(%)	(直接飲用回答数/アンケート回答数)×100	消費者の何%が水道水を直接飲用しているかを示す。この指標は、アンケートの結果なのであまり厳密なものではないが、水道水への信頼性を表していることがわかる。	↑
	C504	水道サービスに対する苦情対応割合	0.04	0.00	0.03	(件/1,000件)	水道サービス苦情対応件数/(給水件数/1,000)	水道サービス苦情件数の給水件数に対する値に1,000を乗じた値を示す。給水件数1,000件当たりの水道サービス苦情件数。苦情は水道事業者が記録しているものとした。この指標の値は低い方が好ましいが、水道事業者の記録の仕方と関係が深い。	↓
	C505	水質に対する苦情対応割合	1.02	0.78	0.69	(件/1,000件)	水質苦情対応件数/(給水件数/1,000)	年間、消費者からの水質に関する苦情件数の給水件数1,000件に対する割合を示す。苦情は水道事業者が記録しているものとした。この指標の値は低い方が好ましいが、水道事業者の記録の仕方と関係が深い。	↓
	C506	水道料金に対する苦情対応割合	0.00	0.00	0.00	(件/1,000件)	水道料金苦情対応件数/(給水件数/1,000)	年間、消費者からの水道料金に関する苦情の給水件数は1,000件に対する割合を示す。苦情は水道事業者が記録しているものとした。この指標の値は低い方が好ましいが、水道事業者の記録の仕方と関係が深い。	↓

# 10 令和3年度 取・受水計画

単位：立方メートル

系統 地点	湖			北			台			北			千			葉					
	湖北		湖	湖北		台	湖北		台	北		妻	北		久	千		葉			
	一日平均 取水量	月合計 取水量	合計 取水量	一日平均 浄水量	月合計 浄水量	合計 浄水量	一日平均 受水量	月合計 受水量	合計 受水量	一日平均 受水量	月合計 受水量	合計 受水量	一日平均 受水量	月合計 受水量	合計 受水量	一日平均 受水量	月合計 受水量	合計 受水量	一日平均 受水量	月合計 受水量	合計 受水量
4	6,405	192,137	181,378	6,046	181,378	181,378	16,960	508,800	508,800	11,630	348,900	348,900	28,590	857,700	857,700	34,636	1,039,078	1,039,078	34,636	1,039,078	1,039,078
5	6,861	212,680	200,558	6,470	200,558	200,558	16,880	523,280	523,280	11,640	360,840	360,840	28,520	884,120	884,120	34,990	1,084,678	1,084,678	34,990	1,084,678	1,084,678
6	6,491	194,717	180,503	6,017	180,503	180,503	17,270	518,100	518,100	11,640	349,200	349,200	28,910	867,300	867,300	34,927	1,047,803	1,047,803	34,927	1,047,803	1,047,803
7	5,776	179,045	165,975	5,354	165,975	165,975	18,160	562,960	562,960	11,970	371,070	371,070	30,130	934,030	934,030	35,484	1,100,005	1,100,005	35,484	1,100,005	1,100,005
8	5,507	170,722	158,943	5,127	158,943	158,943	17,220	533,820	533,820	12,160	376,960	376,960	29,380	910,780	910,780	34,507	1,069,723	1,069,723	34,507	1,069,723	1,069,723
9	5,839	175,161	163,601	5,453	163,601	163,601	16,940	508,200	508,200	11,900	357,000	357,000	28,840	865,200	865,200	34,293	1,028,801	1,028,801	34,293	1,028,801	1,028,801
10	6,125	189,871	177,910	5,739	177,910	177,910	16,780	520,180	520,180	11,900	368,900	368,900	28,680	889,080	889,080	34,419	1,066,990	1,066,990	34,419	1,066,990	1,066,990
11	6,431	192,924	180,577	6,019	180,577	180,577	16,850	505,500	505,500	11,640	349,200	349,200	28,490	854,700	854,700	34,509	1,035,277	1,035,277	34,509	1,035,277	1,035,277
12	6,642	205,915	193,149	6,231	193,149	193,149	17,130	531,030	531,030	11,630	360,530	360,530	28,760	891,560	891,560	34,991	1,084,709	1,084,709	34,991	1,084,709	1,084,709
1	6,494	201,324	189,849	6,124	189,849	189,849	16,990	526,690	526,690	11,390	353,090	353,090	28,380	879,780	879,780	34,504	1,069,629	1,069,629	34,504	1,069,629	1,069,629
2	6,673	186,853	176,763	6,313	176,763	176,763	16,720	468,160	468,160	11,380	318,640	318,640	28,100	786,800	786,800	34,413	963,563	963,563	34,413	963,563	963,563
3	6,458	200,204	189,994	6,129	189,994	189,994	16,650	516,150	516,150	11,400	353,400	353,400	28,050	869,550	869,550	34,179	1,059,544	1,059,544	34,179	1,059,544	1,059,544
平均/合計	6,306	2,301,553	2,159,200	5,916	2,159,200	2,159,200	17,049	6,222,870	6,222,870	11,692	4,267,730	4,267,730	28,741	10,490,600	10,490,600	34,657	12,649,800	12,649,800	34,657	12,649,800	12,649,800

備考 浄・受水量合計水量＝配水量 送水に関する協定書に基づく一日最大給水量は、34,800m<sup>3</sup>

## 11 令和3年度 我孫子市水道局水質検査計画

### (1) はじめに

水質検査計画とは水質検査の適正化や透明性を確保するために、採水の場所や検査回数などを明記した計画のことで、水道法施行規則第15条第6項により毎事業年度の開始前に策定し、公表することが義務づけられています。

我孫子市では毎年、水質検査計画を策定し、この計画に沿って水質検査を行い、結果を公表しています。

### (2) 水質検査の基本方針

- 水質検査は、浄水場の系統を代表する給水栓、湖北台浄水場出口及び湖北台浄水場着水井において実施します。
- 検査項目は、法令により検査が義務付けられている水質基準項目(※1)、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び本市が独自に行う項目とします。
- 検査頻度は、水道法(※2)に基づいて設定されるものに加え、本市独自に頻度を設定し、検査を実施します。

※1 水質基準項目とは、水道法第4条第2項の規定に基づき「水質基準に関する省令」で定められ、51項目の基準項目を指します。

※2 検査頻度は、水道法施行規則第15条により定められています。

### (3) 水道事業概要

(令和元年度末)

給水区域	我孫子市内全域及び茨城県取手市 取手及び小堀地区
計画給水人口	137,000人
給水人口	123,742人
給水戸数	56,670戸
普及率	93.5%
給水量	12,570,249 m <sup>3</sup>
1日最大給水量(12月31日)	39,578 m <sup>3</sup>
計画1日最大給水量	56,000 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	34,345 m <sup>3</sup>
有収水量	11,943,960 m <sup>3</sup>
有収率	95.0%

### (4) 施設概要

施設名称	久寺家浄水場	妻子原浄水場	湖北台浄水場
給水開始	昭和52年	昭和55年	昭和43年
水源	利根川水系江戸川		地下水
浄水処理方法	北千葉広域水道企業団より 浄水受水(高度浄水処理)		高度浄水処理 (オゾン・粒状活性炭)
給水能力	16,100 m <sup>3</sup> /日	20,500 m <sup>3</sup> /日	19,600 m <sup>3</sup> /日
主な給水区域概要	つくし野・並木・寿・緑・本町・我孫子・布施・久寺家・根戸・台田・船戸	高野山・柴崎・柴崎台・青山・青山台・南青山・白山・泉・栄・若松・天王台・岡発戸・下ヶ戸・東我孫子	都・布佐・布佐平和台・布佐西町・江蔵地・新木・新木野・南新木・古戸・日秀・中里・中峠・中峠台・湖北台・都部・茨城県取手市取手及び小堀地区



## (5) 水質状況及び水質管理上の問題点

我孫子市の水道水源は、河川水を水源とする北千葉系と地下水を水源とする湖北台系の2系統があります。

北千葉系は、江戸川(利根川水系)から原水を取水し、北千葉広域水道企業団で浄水処理された浄水を、妻子原浄水場及び久寺家浄水場で受水しています。

湖北台系では、市内10か所にある深井戸(取水井)から取水し、湖北台浄水場で浄水処理を行っています。

これらの2系統の水道水は、水源の違いなどにより水質に僅かに相違が見られます。

### (ア)湖北台系

湖北台系では、原水の地下水は地質に由来するフミン質が多く、色度が高い特徴がありますが、水質は概ね良好で安定しています。

しかし、水質管理上注意すべき項目、浄水処理過程での消毒副生成物など注意すべき項目もあります。項目及び内容は下記のとおりです。

考えられる原水の汚染原因	<ul style="list-style-type: none"><li>・地下水系に生息する微生物(鉄バクテリア等)</li><li>・地質に由来する物質(フミン質等)</li></ul>
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・色度、濁度、臭気、マンガン、フッ素、アンモニア態窒素、大腸菌、一般細菌、pH値、有機物(TOC)</li></ul>
浄水場使用薬品、機材由来で注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・臭素酸 (原水中の臭化物イオンとオゾンが反応して生成される。また、次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含まれる場合がある)</li><li>・塩素酸 (次亜塩素酸ナトリウムが分解して生成される)</li><li>・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (高度浄水処理の活性炭濾過槽内での硝化細菌の働きにより原水中のアンモニア態窒素が硝化される)</li></ul>

### (イ)北千葉系

北千葉浄水場が水源としている利根川水系江戸川は、流域の都市化などによる影響で河川の水質改善が進んでいない状況にあり、異臭味対策等のための粉末活性炭処理が常態化しています。特にカビ臭や水道水の塩素消毒によって生じるトリハロメタン等の原因となる有機物などは、今までの処理方法では十分に取り除くことが出来ませんでした。水道を利用する方々がより安心して飲める良質な水道用水を安定的に供給するため、北千葉広域水道企業団では、平成26年12月から高度浄水処理を導入しています。



## (6) 検査地点

### (ア) 給水栓及び連続自動水質監視装置

給水栓での検査及び連続自動水質監視装置による測定(残留塩素、色度、濁度、水温、水圧)場所は、下記のとおりです。

	名 称	住 所
給 水 栓	湖北台浄水場	湖北台9丁目3番6号
	久寺家あけぼの公園	久寺家1丁目13番
	船戸台子どもの遊び場	船戸2丁目12番
	滝前谷公園	高野山3番地68
	青山台中央公園(新規)	青山台4丁目6番
	新木児童公園	新木野3丁目22番
	平和台3号公園(新規)	布佐平和台3丁目9番
	布佐2号公園	布佐1丁目26番
監 視 装 置	台田法花坊公園	台田4丁目8番
	No.8取水井戸(敷地内)	中峠3051番1(地番)
	新木石戸公園	新木野4丁目39番
	布佐西町下公園	布佐西町66番地

### (イ) 浄水場の原水及び浄水

湖北台浄水場の浄水処理が適正に行われていることを確認するために、原水(浄水場着水井)及び浄水(浄水場給水栓)で検査を行います。

## (7) 検査項目及び検査頻度並びにその理由

水質検査項目及び頻度は、水道法施行規則第15条第1項により次のとおり定められています。

- 1日に1回以上:色、濁り、消毒の残留効果
- 1月に1回以上:水質基準の基本的項目(一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(TOC)・pH値・味・臭気・色度・濁度の9項目)
- 3月に1回以上:基本的項目を除く水質基準の全項目

### (ア) 浄水

#### A 水質基準項目(表1-1参照)

水質基準項目1、2、38及び46から51までの9項目(表1-1中、検査計画頻度が12の項目)は毎月検査します。

また、過去の検査結果が基準値の1/2以下で検査を省略できる項目、過去3年間

の検査結果が基準値の1/10以下で3年に1回に検査頻度を緩和できる項目、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で年1回に検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定し安全であることを確認するため、検査の省略や頻度の緩和をせず、基本検査頻度は年4回ですが、本市では独自に年2回検査を加え年6回の検査を行います。なお、湖北台浄水場ではオゾンを用いた高度浄水処理をしているため、湖北台浄水場給水栓において、オゾン処理の副生成物である臭素酸を毎月検査します。

#### **B 1日1回以上行う水質検査(表1-2参照)**

色・濁りについては連続自動水質監視装置により、消毒の残留効果については連続自動水質監視装置及び浄水場出口において、常時測定・監視しています。

また、巡回点検時に実施の「色・濁り・消毒の残留効果」に関する検査の実施に併せて臭気についても確認を行います。

#### **C 水質管理目標設定項目(表1-3参照、回数が0のものは検査対象外)**

水質管理目標設定項目は年2回検査します。ただし、残留塩素は毎月検査します。

### **(イ) 原水**

#### **A 水質基準項目(表2-1参照、検査計画頻度が0のものは検査対象外)**

水質基準項目1及び2は毎月検査し、項目9、11、38、46、47、及び49から51までの8項目は年4回検査します。また、項目3から8、10、12から20、32から37、及び39から45までの29項目は年1回実施します。

#### **B 水質管理目標設定項目(表2-2参照)**

農薬類について年1回検査を行います。

#### **C 自主検査項目(表2-3参照)**

嫌気性芽胞菌は毎月、アンモニア態窒素は年4回検査を行います。

### **(8) 臨時の水質検査**

次のような状況になり、水道水が水質基準に適合しなくなる恐れが生じた場合には臨時の水質検査を行い、状況に合わせた浄水処理及び水質管理を行います。

- 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 水源に異常があったとき。
- 浄水過程に異常があったとき。
- 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき。
- その他特に必要があると認められるとき。

## **(9) 水質検査の自己/委託の区分ならびに水質検査方法**

水道局では、「千葉県水道水質管理計画」に基づき、北千葉広域水道企業団に定期水質検査を委託しています。また、臨時水質検査については、検査を行う項目によって北千葉広域水道企業団、或いは他の水道法第20条に基づく水質検査機関に委託します。

なお、水質検査方法については、厚生労働省令に規定されている方法等により実施しています。

## **(10) 公表及び検査計画の見直し**

本計画及び本計画に基づいて実施した水質検査の結果については、水質基準との適合状況を含め、我孫子市水道局水道事業年報及びホームページ上で公表します。

なお、検査結果はホームページで年2回公表します(5月と10月に更新を予定し、2か年分を掲載)。

水質検査計画は水質基準に係る省令等の改正、検査結果及び水源の状況、並びに計画や検査結果へのご意見等を考慮の上、見直しを行っていきます。

## **(11) 水質検査結果の精度と信頼性の確保**

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。検査委託先の北千葉広域水道企業団では検査精度に係る組織体制の整備を行い、内部精度管理及び国、千葉県等が実施する外部精度管理を通じて水質検査精度の向上と信頼性確保に努めています。水道局では、北千葉広域水道企業団との共同水質検査に係る業務契約書に基づき検査精度管理の状況を確認します。

## **(12) 関係機関との連携**

水源等で水質汚染事故が発生した場合、厚生労働省や北千葉広域水道企業団及びその構成事業体などと綿密な連絡調整を行い、水源水質の保全に努めるなど、安全でおいしい水の供給のために万全を期しています。

## **(13) 連続自動水質監視装置による24時間水質監視**

我孫子市水道局では、市内4か所に連続自動水質監視装置を設置しています。

この装置では、水道水の「色度」、「濁度」、「残留塩素濃度」、「水温」及び「水圧」の5項目について連続的に計測することが出来ます。これにより、配水管網における水道水質の基礎的性状についての監視を行い、良質な水道水を供給します。

## (14) 放射性物質に関する調査

水道局では、東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応について、厚生労働省の指導(厚生労働省通知(平成24年3月5日付け健水発0305第2号))に基づき水質検査を行います。

### (ア)検査対象項目

放射性セシウム $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$

(放射性ヨウ素は半減期が短いことから対象外となっているが、安全性を確保するために浄水及び原水共に1か月に1回の検査を行います。)

### (イ)採水地点

浄水については湖北台浄水場内給水栓にて、原水については湖北台浄水場内着水井水栓にて採水します。

### (ウ)検査頻度

厚生労働省通知(平成24年3月5日付け健水発0305第2号)「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき、原則として1か月に1回以上検査を行うこととされていますが、「十分な検出感度による水質検査によっても3か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3か月に1回減することができる。」とされています。我孫子市水道局では、過去の検査結果において一度も検出されたことはありませんが、水道水の安全性を確認するため、令和2年度に引続き、浄水及び原水共に1か月に1回の検査を行います。

### (エ)管理目標値

放射性セシウム $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$ の合計量 10ベクレル/kg以下

(検出限界値は、放射性セシウム $^{134}$ 及び $^{137}$ それぞれについて、1ベクレル/kg以下を確保することを目標とする)

### (オ)検査結果の公表

水道水中の放射能検査結果は、ホームページ上で公表します。

# 令和3年度 浄水水質検査項目及び検査頻度

表1-1 水質基準項目

検査地点：湖北台浄水場、給水栓(久寺家あけぼの公園、船戸台子どもの遊び場、滝前谷公園、青山台中央公園、新木児童公園、  
 平和台3号公園、布佐2号公園)  
 緩和可能な検査頻度：過去の検査結果から緩和される検査頻度

	基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値 ※1 (mg/L)	法定の 検査頻度	緩和可能な 検査頻度	検査計画頻度 (回数/年)	種 別			
1	一般細菌	100個/mL以下	0	月1回以上	月1回以上	12	細菌			
2	大腸菌	不検出	不検出			12				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			6				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			6				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			3年に1回以上 ※3		6		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			6				
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満			3年に1回程度 ※2		6		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満			6				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			3月に1回以上		6		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.57			6				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.14			6				
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			6				
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			6				
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			6				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			3年に1回程度 ※2		6	一般有機物	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			6				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	6						
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	3月に1回以上	3月に1回以上	6	消毒副生成物			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			6				
21	塩素酸	0.6以下	0.08			6				
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			6				
23	クロロホルム	0.06以下	0.008			6				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003			6				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.011			6				
26	臭素酸	0.01以下	0.008			6(12) ※6				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.031			6				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			6				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.010			6				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.007			6				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満			6				
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			6		3年に1回程度 ※2	6	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04			6				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	6						
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	6	年1回以上 ※4	6	着色			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	43	6						
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005	6	月1回以上	12	味			
38	塩化物イオン	200以下	45.2	月1回以上		月1回以上		12		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	110	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	味			
40	蒸発残留物	500以下	237			6				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	原因藻類発生時期 に月1回以上	原因藻類発生時期 に月1回以上	6	カビ臭			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満			6				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	発泡			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			6				
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	6	月1回以上	12	基礎的性状			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.1	12						
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8	月1回以上	月1回以上 ※5	12	基礎的性状			
48	味	異常でないこと	異常なし			12				
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12				
50	色度	5度以下	0.7			12				
51	濁度	2度以下	0.0			3月に1回以上 ※5		12		

- ※1: 過去3年間の最高値は、(湖北台浄水場、久寺家あけぼの公園、船戸台子どもの遊び場、滝前谷公園、新木児童公園、布佐2号公園)における定期検査結果の値。
- ※2: 過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案してその全部または一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる(ただし、確認のため概ね3年に1回程度の頻度で検査)
- ※3: 過去3年間における水質検査の結果が水質基準値の1/10以下で、水源に水又は汚染物質を排出する施設の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合、検査頻度を3年に1回に緩和することができる。
- ※4: 過去3年間における水質検査の結果が水質基準値の1/5以下で、水源に水又は汚染物質を排出する施設の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合、検査頻度を年1回に緩和することができる。
- ※5: 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。
- ※6: (12)は湖北台浄水場給水栓での検査回数(年12回)。その他給水栓での検査回数は年6回。  
        は、検査頻度の緩和不可を示す。

## 令和3年度 浄水水質検査項目及び検査頻度

表1-2 1日1回以上行う水質検査

検査地点:連続自動水質監視装置(市内4か所)、浄水場出口、  
船戸台子どもの遊び場、布佐南公園

	基準項目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	色	異常でない	365
2	濁り	異常でない	365
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	365

表1-3 水質管理目標設定項目

検査地点:湖北台浄水場給水栓(農薬類は湖北台浄水場着水井)

	項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)	種別
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	2	無機物/重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002以下	2	
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	2	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	2	一般有機物
8	トルエン	0.4以下	2	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	2	消毒副生成物
10	亜塩素酸	0.6以下	0	
12	二酸化塩素	0.6以下	0	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	2	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02以下	2	
15	農薬類(指標値)※1	和として1以下	1	農薬
16	残留塩素	1以下	12	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	0	味
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	0	着色
19	遊離炭酸	20以下	2	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	2	臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	2	一般有機物
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	2	味
23	臭気強度(TON)	3以下	2	臭気
24	蒸発残留物	30以上200以下	0	味
25	濁度	1度以下	0	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	0	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度とし、極力0	2	
28	従属栄養細菌	2000/mL以下(暫定)	2	細菌
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	2	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	0	着色
31	PFOS及びPFOA	和として0.00005以下	2	有機物質

は、検査対象外であることを示す。  
※1 農薬類の検査項目については、表2-2を参照のこと。

# 令和3年度 原水水質検査項目及び検査頻度

## 表2-1 水質基準項目

検査地点:湖北台浄水場着水井

	基準項目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	一般細菌	100個/mL以下	12
2	大腸菌	不検出	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1
8	六価クロム化合物	0.02以下	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1
14	四塩化炭素	0.002以下	1
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1
20	ベンゼン	0.01以下	1
21	塩素酸	0.6以下	0
22	クロロ酢酸	0.02以下	0
23	クロホルム	0.06以下	0
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0
26	臭素酸	0.01以下	0
27	総トリハロメタン	0.1以下	0
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0
30	ブロモホルム	0.09以下	0
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1
38	塩化物イオン	200以下	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1
40	蒸発残留物	500以下	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1
45	フェノール類	0.005以下	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	4
48	味	異常でない	0
49	臭気	異常でない	4
50	色度	5度以下	4
51	濁度	2度以下	4

は、検査対象外であることを示す。

## 表2-2 農薬類

検査地点:湖北台浄水場着水井

	基準項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05	1
2	アシュラム	0.9	1
3	アセフェート	0.006	1
4	アラクロール	0.03	1
5	イミノクタジン	0.006	1
6	エスプロカルブ	0.03	1
7	エトフェンプロックス	0.08	1
8	オキサジクロメホン	0.02	1
9	カズサホス	0.0006	1
10	カフェンストロール	0.008	1
11	カルタップ	0.08	1
12	カルバリル(NAC)	0.02	1
13	キャブタン	0.3	1
14	グリホサート	2	1
15	グルホシネート	0.02	1
16	クロロタロニル(TPN)	0.05	1
17	ジチオピル	0.009	1
18	ジメタメリン	0.02	1
19	ダイアジノン	0.003	1
20	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	1
21	チアジニル	0.1	1
22	チウラム	0.02	1
23	チオファネートメチル	0.3	1
24	テフリルトリオン	0.002	1
25	トリシクラゾール	0.1	1
26	トリフルラリン	0.06	1
27	ピラクロニル	0.01	1
28	フィブロニル	0.0005	1
29	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1
30	フェントエート(PAP)	0.007	1
31	フェントラザミド	0.01	1
32	フタクロール	0.03	1
33	ブプロフェジン	0.02	1
34	フルアジナム	0.03	1
35	プレチラクロール	0.05	1
36	プロシミドン	0.09	1
37	プロチオホス	0.007	1
38	プロモブチド	0.1	1
39	ベノミル	0.02	1
40	ペンシクロン	0.1	1
41	ペンディメタリン	0.3	1
42	ペンフルカルブ	0.02	1
43	ホスチアゼート	0.003	1
44	マラチオン(マラソン)	0.7	1
45	メコプロップ(MCPP)	0.05	1
46	メソミル	0.03	1
47	メタラキシル	0.2	1
48	メフェナセツト	0.02	1

※ 農薬類の検査は、湖北台系の原水について実施する。

※ 検査項目については、設定114項目のうち、ゴルフ場及び農業での使用農薬48種を対象とする。

※ 一般的に化学物質は温度が上昇すると反応が促進されることから、水温が上昇する8月を検査月とする。

## 表2-3 自主検査項目

検査地点:湖北台浄水場着水井

	項目	目標値	検査計画頻度 (回数/年)
1	嫌気性芽胞菌	検出されない	12
2	アンモニア態窒素	-	4







## 我孫子市水道事業年報のあゆみ

昭和53年	昭和43年度から昭和51年度までの事業概要を「水道のあゆみ」として刊行	B5版 70頁
昭和53年12月	昭和52年度水道事業年報刊行	B5版 55頁
昭和54年 9月	昭和53年度水道事業年報刊行	B5版 57頁
昭和55年 9月	昭和54年度水道事業年報刊行	B5版 59頁
昭和56年 6月	昭和55年度水道事業年報刊行	B5版 57頁
昭和57年 8月	昭和56年度水道事業年報刊行	B5版 61頁
昭和58年 8月	昭和57年度水道事業年報刊行	B5版 61頁
昭和59年 8月	昭和58年度水道事業年報刊行	B5版 61頁
昭和60年	昭和59年度水道事業年報刊行	B5版 43頁
昭和61年	昭和60年度水道事業年報刊行	B5版 43頁
昭和62年	昭和61年度水道事業年報刊行	B5版 43頁
昭和63年	昭和62年度水道事業年報刊行	B5版 43頁
平成元年	昭和63年度水道事業年報刊行	B5版 67頁
平成 2年	平成元年度水道事業年報刊行	B5版 74頁
平成 3年	平成2年度あびこの水道刊行	B5版 84頁
平成 4年12月	平成3年度あびこの水道刊行	B5版 110頁
平成 5年 9月	平成4年度あびこの水道刊行	B5版 109頁
平成 6年 9月	平成5年度あびこの水道刊行	B5版 127頁
平成 7年12月	平成6年度あびこの水道刊行	A4版 129頁
平成 8年12月	平成7年度あびこの水道刊行	A4版 124頁
平成 9年12月	平成8年度あびこの水道刊行	A4版 126頁
平成10年12月	平成9年度あびこの水道刊行	A4版 125頁
平成12年 3月	平成10年度あびこの水道刊行	A4版 126頁
平成12年12月	平成11年度あびこの水道刊行	A4版 127頁
平成14年 2月	平成12年度あびこの水道刊行	A4版 127頁
平成14年11月	平成13年度あびこの水道刊行	A4版 126頁
平成15年11月	平成14年度あびこの水道刊行	A4版 125頁
平成16年11月	平成15年度あびこの水道刊行	A4版 123頁
平成17年12月	平成16年度あびこの水道刊行	A4版 160頁
平成18年 9月	平成17年度あびこの水道刊行	A4版 172頁
平成19年 8月	平成18年度あびこの水道刊行	A4版 186頁
平成20年12月	平成19年度あびこの水道刊行	A4版 189頁
平成21年12月	平成20年度あびこの水道刊行	A4版 190頁
平成22年10月	平成21年度あびこの水道刊行	A4版 198頁
平成23年10月	平成22年度あびこの水道刊行	A4版 191頁
平成24年11月	平成23年度あびこの水道刊行	A4版 147頁
平成25年10月	平成24年度あびこの水道刊行	A4版 144頁
平成26年11月	平成25年度あびこの水道刊行	A4版 152頁
平成27年11月	平成26年度あびこの水道刊行	A4版 152頁
平成28年11月	平成27年度あびこの水道刊行	A4版 160頁
平成29年11月	平成28年度あびこの水道刊行	A4版 160頁
平成30年11月	平成29年度あびこの水道刊行	A4版 158頁
令和2年2月	平成30年度あびこの水道刊行	A4版 164頁
令和3年3月	令和元年度あびこの水道刊行	A4版 164頁
令和4年2月	令和2年度あびこの水道刊行	A4版 162頁

あびこの水道 (令和2年度 水道事業年報)

発行年月 令和4年2月発行

発行 我孫子市水道局

編集 我孫子市水道局経営課経営担当

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地

TEL 04(7184)0114